

銚子市移動ミュージアム制作業務委託仕様書

1 業務名

銚子市移動ミュージアム制作業務委託

2 契約期間

契約締結日の翌日から令和5年3月15日（水）まで

3 目的

銚子市では、本市の歴史文化・自然をはじめとする様々な個性を表す資源を「銚子資産」として位置づけ、地域住民が銚子資産への興味・関心を高め、地域全体で保存と活用の担い手となり、行政とともに多様な主体者が連携して持続可能な文化財保護の仕組みを構築することを目指し、2020（令和2）年に「銚子市文化財保存活用地域計画」を作成した。

当該地域計画を推進するために、2022（令和4）年度より、各世代に応じた「学び」の視点で市内周遊ルート等を開発するとともに観光誘客にもつなげた「銚子資産を活かした『学び』創出事業」を開始した。本事業では、銚子ジオパーク・芸術センター（以下、「センター」という。）で文化財等の資料の一元管理と施設に展示室を設置し、教育旅行の拠点として活用していく。

このような状況の中で、市が所有している各種資料は多数あり、そのすべてをセンター内に展示することができないので、資料の活用範囲を広げるため、市内各所に資料を持ち運び、地域の子どもたちや観光客が普段展示できない現物資料に触れる機会を生み出すために移動ミュージアムを制作することとした。

4 業務内容

上記の目的を達成するため、別添資料1を参照しつつ、以下の(1)から(4)までの業務を実施すること。

(1) 移動ミュージアムの企画

銚子ジオパーク及び日本遺産「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」のストーリーを踏まえた「『学びの拠点』施設整備事業」と連動するとともに、センターの再整備にも応用可能な移動ミュージアムを企画したものであること。

(2) 解説パネルのデザイン

(1)の企画を的確に表現する解説パネルをデザインすること。なお、解説パネルのビジュアルデザインだけでなく、必要に応じて図表の作成や展示原稿の執筆を一部含む得るものとする。

(3) 移動ミュージアム展示キット制作

(1)の企画に即し、(2)でデザインした解説パネルやデジタル機器を含む移動ミュージアムの展示キットを制作すること。展示キットは、文化財・ジオパーク室が使用する車両（現在マツダスクラムVを使用。今後同クラスの軽自動車ワンボックスカーを利用予定）で運搬可能なものとする。

(4) その他

業務を適正かつ円滑に実施するため、十分な連絡・調整を行い、適宜、業務打ち合わせを実施すること。打ち合わせにはオンライン会議システム等の活用も可とし、実施後、受託者が速やかに打ち合わせ記録を作成し提出すること。

また、本業務で制作した移動ミュージアム展示キットについては、銚子市ジオパーク・芸術センター内での活用も検討しているため、銚子資産活用協議会が実施する「『学びの拠点』施設整備計画策定業務」の受託事業者との連絡・調整等を行い、統一感を持たせた展示物にするなど考慮すること。

なお、地球科学分野や歴史学・地理学分野などの博士号取得者など高い専門知識と学芸員の資格を有し、ジオパークや日本遺産の管理運営団体又は関連団体における3年以上の実務経験を有する者、もし

くは当該条件を満たす者と密接な協力関係を有し、適切な指導・助言を受けながら業務を遂行できる者を主任技術者に充てるなど、業務体制の中で高い専門性を有する者を実施体制に含めること。

5 成果品の提出

本業務の成果品は以下のとおりとする。本業務における成果はすべて銚子市に帰属するものとする。

- ①移動ミュージアム展示キット（解説パネル及びデジタル機器を含む） 1式
- ②打ち合わせ記録 1式
- ③業務完了報告書 1部
- ④上記①～③の電子データ 1式

※電子データは画像データではなく、編集可能なフォーマットのものとする。

6 実施体制

受託者は総括責任者を1名配置し、銚子市及び銚子市が事業の実施に当たり必要であると認める関係者等とともに協議及び報告を行いながら事業を推進していくこととする。また、事業の一部を再委託する場合には、委託先及び業務の内容について銚子市と協議することとする。

7 関係書類の提出

受託者は、次の関係書類を作成し、提出するものとする。

(1) 業務計画書

受託者は、銚子市と協議のうえ、本事業の実施方法、実施体制及び協議等のスケジュールを明記した業務計画書を提出し、銚子市の承認を受けなければならない。また、業務計画書に変更が生じる場合は、事前に銚子市の承認を得るものとする。

(2) 実施報告書

受託者は、本事業についての実施報告書を提出するものとする。

(3) その他

受託者は、銚子市からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者は、銚子市個人情報保護条例（平成15年銚子市条例第4号）その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分に留意し、個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(2) 著作権等

成果物に関する著作権は全て委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。

第三者からの異議の申立て、紛争の提起について、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。（成果物の権利にあたって、第三者が保有し、銚子市に帰属することができない権利がある場合は、あらかじめ銚子市に報告すること。）

本業務により得られた成果物及び資料、情報等は、銚子市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいをしてはならない。

(3) 危機管理

本事業を行うに当たっては、様々な障害、事故、災害などの緊急事態が発生した場合においても、業務の遂行に支障をきたすことが無いよう十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

9 検査

本業務は、成果物を納品し、銚子市の検査合格後、完了とする。

また、業務完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、銚子市の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

10 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに法令上の責任を負うものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、銚子市と受託者が協議のうえ、別途定めるものとする。